

おおみなと園

運 営 規 程

(指定小規模多機能型居宅介護)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)

社会福祉法人桜木会

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桜木会が設置経営する指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 要介護者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、サービスの拠点に通い、若しくは短期間宿泊させ、居宅訪問の形態で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、必要な日常生活上の援助を行うことにより、要介護者等の日々の暮らしの支援を行い、また要介護者等の孤立感の解消及び心身機能の維持並びに要介護者等の家族の身体及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第3条 当事業所におい提供する小規模多機能型居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適当にサービスを提供する。
- 3 利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- 4 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。
- 5 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明する。
- 6 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- 7 利用者の要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の軽減または悪化防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

8 提供する小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

（事業所の名称）

第4条 事業所の名称は次のとおりとする。

おおみなと園

（事業所の所在地）

第5条 事業所の所在地は次のとおりとする。

青森県むつ市大湊新町30番10号

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第6条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1人（施設長と兼務）

事業を代表し、業務の総括に当たる。

（2）計画作成担当者 1人

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護）の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや訪問看護事業所等他の関係機関との連絡・調整を行う。

（3）看護職員 1人（常勤1人）

健康把握を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者のかかりつけ医等の関係医療機関との連携を行う。

（4）介護職員 23人（常勤職員20人、非常勤職員3人）

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対する的確な介助を行う。また、日中に対しては利用者3人に対して1人以上及び宿泊に対して1人以上の夜勤を配置する。その他自宅等で暮らしている方々に対して2名以上を配置し介助にあたる。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

（1）営業日 年中無休とする。

（2）営業時間

①通いサービス（基本時間） 9時00分～18時00分

②宿泊サービス（基本時間） 15時00分～ 9時00分

③訪問サービス(基本時間) 24時間

※ 緊急時及び必要時においては柔軟に通い、訪問及び宿泊サービスを提供する。

(利用定員)

第8条 当事業所における登録定員は29人とする。

(1) 1日に通いサービスを提供する定員は18人とする。

(2) 1日に宿泊サービスを提供する定員は9人とする。

(小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)の内容)

第9条 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)の内容は次のとおりとする。

(1)通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

①日常生活の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

ア. 移動の介助

イ. 養護(休養)

ウ. 通院の介助等その他必要な介護

②健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

③機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行う。

ア. 日常生活に関する訓練

イ. レクリエーション(アクティビティ・サービス)

ウ. グループ活動

エ. 行事的活動

オ. 園芸活動

カ. 趣味活動(ドライブ、買い物等含む)

キ. 地域における活動への参加

④食事支援

ア. 食事の準備、後片付け

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他の必要な食事の介助

⑤入浴支援

- ア. 入浴または支援
- イ. 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助
- ウ. その他必要な介助

⑥排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

⑦送迎支援

利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行う。

(2)訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(3)宿泊サービス

宿泊サービス事業所のサービス拠点に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供する。

(4)相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

- ①日常生活に関する相談、助言
- ②認知症高齢者等を抱える家族への相談、助言
- ③福祉用具の利用方法の相談、助言
- ④住宅改修に関する情報の提供
- ⑤医療系サービスの利用についての相談、助言
- ⑥日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き
- ⑦家族・地域との交流支援
- ⑧その他必要な相談、助言

(小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）)

第10条 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者等の状況を十分に把握し、個別に小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）を作成する。

2 小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護職員との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサ

ービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）を作成する。

- 4 小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得る。
- 5 小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）利用者に交付する。なお、交付した小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）は、2年間保存する。
- 6 利用者に対し、小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 7 小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の変更を行う。
- 8 小規模多機能型居宅介護計画（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の目標及び内容については、利用者または家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

（小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の利用料）

第11条 事業所が提供する小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の利用料は、介護報酬の告示上、法定代理受領分は介護報酬の1～3割とし、法定代理受領分以外は介護報酬の告示上の額とする。ただし、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。（料金は別紙）

- (1) 宿泊は、1泊につき個室利用の場合2,200円、休憩室・談話室利用の場合1,000円を徴収する。
 - (2) 食費は、利用した食事に対して、朝食400円、昼食550円、夕食550円を徴収する。
 - (3) 日常生活用品費（おむつ代等）は実費とする。（料金は別紙）
 - (4) 全各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。
- 2 前項に費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービス内容及び費用の説明をした上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いの同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け

3 利用料の支払いは、現金、銀行口座振込、郵便振替または預金口座振替(自動払込)により指定期日までに受ける。

(通常の実業の実施地域)

第12条 通常の実業の実施区域は次のとおりとする。

むつ市における介護保険事業計画において定められた当事業所が所在する生活圏域むつ市大湊地区とする。

(サービスの提供記録の記載)

第13条 小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)を提供した際には、その提供日数及び内容、当該小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第14条 サービス利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。

(1)小規模多機能居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護計画)に基づく内容の励行。

利用者は、小規模多機能居宅介護計画(介護予防小規模多機能型居宅介護計画)に基づく内容を励行し、利用時間内においては、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めること。

(2)身上変更の届け出

利用者は、身上に関する重要な事項に変更があった場合は、速やかにその旨を事業者に出るものとする。

(3)禁止行為

①喧嘩、口論、泥酔等で他の利用者に迷惑を及ぼすこと。

②指定した場所以外の喫煙などの火気を用いること。

③宗教や信条の相違などで他の利用者を攻撃し、又は自己の利益のために他の利用者の自由を侵すこと。

④事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

(4)損害賠償

利用者、故意または過失により事業所の設備又は備品に損害を与えた場合は、その損害を賠償し、または原状に復してもらふこととする。

①損害賠償の額は、利用者及び家族の状況を考慮して減免することができるものとする。

(緊急時における対応方法)

第15条 職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急自体が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

2 主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(非常災害対策)

第16条 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

(個人情報の保護)

第17条 利用者の個人情報を含む小規模多機能型居宅介護計画書（介護予防小規模多機能型居宅介護計画書）、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

(秘密保持)

第18条 事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出する。

(虐待防止のための措置)

第19条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

(苦情処理)

第20条 提供した小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者またはその家族にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示する。

2 提供した小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に関する利

用者及び家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行う。
- 4 提供した小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提供した小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

（身体拘束の制限）

第21条 従業者は、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限する行為（以下「身体的拘束」という。）を行わない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者の対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

（事故発生時の対応）

第22条 利用者に対する小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

- 2 事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(衛生管理)

第23条 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護[指定介護予防小規模多機能型居宅介護]の提供を継続的の実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営推進会議)

第25条 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）が地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね2か月に1回以上とする。

3 運営推進会議メンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、むつ市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）についての知見を有する者とする。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(記録の整備)

第26条 事業所は職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

（その他運営についての留意事項）

第27条 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

（1）採用時研修 採用後1ヵ月以内

（2）定期的研修 随時

- 2 職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 4 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護計画）の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規定の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 5 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。
- 6 事業所は、小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。
- 7 事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。
- 8 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。
- 9 事業所は、居宅介護支援事業所またはその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。

（その他）

第28条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人桜木会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成19年7月1日から施行する。

この運営規程は、平成21年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成24年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成25年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成26年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成27年6月1日から施行する。

この運営規程は、平成29年1月1日から施行する。

この運営規程は、平成29年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和元年10月1日から施行する。

この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和5年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和5年7月1日から施行する。

この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。

この運営規程は、令和6年6月1日から施行する。

別紙

小規模多機能型居宅介護事業（介護予防小規模多機能型居宅介護事業）				
要介護度区分	利用料	本人負担額（1月につき）		
	1月につき	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	34,500円	3,450円	6,900円	10,350円
要支援2	69,720円	6,972円	13,944円	20,916円
要介護1	104,580円	10,458円	20,916円	31,374円
要介護2	153,700円	15,370円	30,740円	46,110円
要介護3	223,590円	22,359円	44,718円	67,077円
要介護4	246,770円	24,677円	49,354円	74,031円
要介護5	272,090円	27,209円	54,418円	81,627円
初期加算（1日につき） ・事業所に登録した日から30日以内に上記の利用料に加算 ・30日を越える入院後に利用を再開上記の利用料に加算	300円	30円	60円	90円
・サービス提供体制強化加算（1月につき）	7,500円	750円	1,500円	2,250円
・看護職員配置加算（1月につき）介護予防除く	9,000円	900円	1,800円	2,700円
・認知症加算Ⅲ（1月につき） 認知症日常生活自立度Ⅲ以上（介護予防除く）	7,600円	760円	1,520円	2,280円
・認知症加算Ⅳ（1月につき） 認知症日常生活自立度Ⅱ 介護予防除く	4,600円	460円	920円	1,380円
・若年性認知症受入加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円
・訪問体制強化加算	10,000円	1000円	2,000円	3,000円
・総合マネジメント加算Ⅰ	12,000円	1,200円	2,400円	3,600円
・科学的介護推進体制加算	400円	40円	80円	120円
・ <u>介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅴ14</u>	<u>上記該当料金合計額の14.9%加算（Ⅱ～Ⅴは減額有）</u>			
・中山間地域等における小規模事業所加算	上記該当料金合計額の10%加算			

- 小規模多機能型居宅介護費（同一建物・同一建物以外）について、指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合には、70/100に相当する単位数を算定します。
- 登録定員超過による減算
事業所が市に提出した運営規定において定める登録定員を超過して登録した場合、70/100に相当する単位数を算定します。
- 人員基準欠如による減算
基準に定める員数を置いていない場合、70/100に相当する単位数を算定します。
- 高齢者虐待防止未実施による減算
虐待の発生又は再発を防止する為の措置が講じられていない場合1/100に相当する単位数が減算となります。
- 業務継続計画未策定による減算
感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合1/100に相当する単位数が減算となります。

介護保険対象外サービス料金(日常生活用品)

品名	単位	金額	単位	金額
ティッシュペーパー	1個	45円		
ハンドソープ	1個	300円		
ペーパータオル	1袋	60円		
消臭スプレー	1本	315円		
口腔ガーゼ	1セット	265円		
使い捨てエプロン	1箱	790円		
マウスウォッシュ	1本	600円		
柔軟剤エマール	1本	300円		
カミソリ(3本入り)	1袋	220円		
口腔ジェル	1個	1,000円		
歯ブラシ	1本	50円		
口腔用舌ブラシ	1本	300円		
義歯洗浄剤	1箱	590円		
マスク	1箱	330円		
おしぼりスティック S	1個	5円		
おしぼりスティック M	1個	7円		
おしぼりスティック L	1個	10円		

リハビリパンツ M	1 枚	59 円	1 袋	1,288 円
リハビリパンツ L	1 枚	64 円	1 袋	1,288 円
横もれ安心テープ止め(オムツ S)	1 枚	68 円	1 袋	1,624 円
横もれ安心テープ止め(オムツ M)	1 枚	74 円	1 袋	1,706 円
横もれ安心テープ止め(オムツ L)	1 枚	88 円	1 袋	1,753 円
長時間安心さらさらパット	1 枚	29 円	1 袋	1,295 円
かんたん装着パット	1 枚	18 円	1 袋	782 円
外もれ安心さらさらパット	1 枚	25 円	1 袋	1,052 円
一晩中安心さらさらパットスーパー	1 枚	33 円	1 袋	1,284 円
一晩中安心ウルトラ	1 枚	63 円	1 袋	2,274 円
吸水シート小(便利な吸収シート)	1 枚	27 円	1 袋	2,700 円
吸水シート大(介護用シート)	1 枚	95 円	1 袋	1,519 円